

令和４年度分 市民税の申告について

別紙申告書は令和4年度分の市民税および県民税の課税の資料となるものですから、次の内容をよくお読みになって申告期限（**3月15日**）までに必ずご提出ください。なお、記入のしかた、その他のことでおわかりにならないときは、税務課にお尋ねください。

1 申告しなければならない人は？

- 令和4年1月1日現在当該市町村に住んでいた人のうち令和3年分の所得税の確定申告をしなくてもよい人で、農業や商工業を営む人、貸家、貸地などの各種所得のある人。
 - 給与所得者で給与所得以外に①のような所得があるとき。
 - 給与所得者で給与所得以外には所得がなくても勤め先が「給与支払報告書」を提出しないとき。（給与から市町村・県民税を天引きされていない人）
 - 所得税の源泉徴収の適用をうけない日雇いの勤労者又は家事手伝いであるとき。
 - 障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、勤労学生控除、雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの所得控除（所得から差引く金額）の適用をうけようとするとき。
- 所得税では普通の場合、給与所得者については①の給与所得以外の所得が20万円以下のときや退職所得については、確定申告は必要ありませんが、市町村民税・県民税については申告しなければならないのでご注意ください。

2 申告しないと不利になる場合も…

申告しなければならない人が、

- 申告書を提出しなかったとき
- 申告期限をすぎて提出したとき
- 申告書に必要な記載がしていなかったときは、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの所得控除や配当控除、寄附金控除の税額控除（税金から差引く金額）の適用をうけられず、そのまま税金を計算されますので、お忘れなく申告してください。

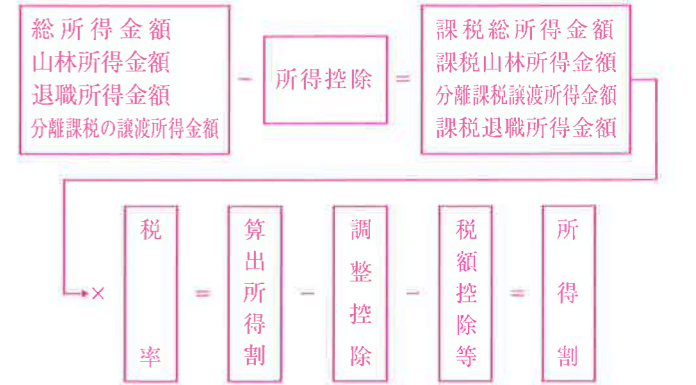
3 申告書に添付する書類は？

裏面の「申告書の書きかた」に示した事項にあてはまるときは、それぞれ証明書、明細書又は申告書の提出や添付が必要となりますので早めにご準備ください。

4 市・県民税はどのように計算する？

市・県民税の税額は、すべて市で計算します。

- 税金の内容**は……市民税、県民税いずれも均等割と所得割の合計額です。
- 均等割**は……市民税年3,500円、県民税年2,000円で合わせて5,500円の定額です。
- 所得割**は……市民税、県民税とも前年中の所得に応じて次の算式で計算されます。



- 課税総所得金額、課税山林所得金額、分離課税譲渡所得金額、課税退職所得金額にそれぞれ別々に税率をかけて計算します。
- ④ **税率**は…次の表に示すとおりです。

税の区分	税率
市民税	6%
県民税	4%

- 分離課税譲渡所得に係る税率は異なりますから税務課にお尋ねください。
- ⑤ **調整控除**とは……税源移譲に伴う、個人住民税と所得税の人的控除の差による負担増を抑えるための控除です。合計所得金額が2,500万円を超える人については、調整控除の適用はありません。

調整控除の算出方法

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の者	①と②のいずれか小さい額の5% (県2%・市3%) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超の者	①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円)の5% (県2%・市3%) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額-200万円

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されています。

平成26年1月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

寡婦控除……控除額26万円
あなたが夫と死別、離婚又は夫が生死不明であって、あなたに子以外の扶養親族がある場合又は、夫と死別又は夫が生死不明で前年の合計所得金額が500万円以下のときに適用されます。

ひとり親控除……控除額30万円
あなたが配偶者と死別、離婚、未婚又は夫が生死不明であって、あなたに扶養親族の子が有り、かつ前年の合計所得金額が500万円以下のときに適用されます。
※寡婦控除及びひとり親控除について、住民票の続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」の記載のある人は控除の対象外となります。

勤労学生控除……控除額26万円
あなたが勤労学生であって、自分の勤労による所得以外の所得が10万円を超えず、かつ、合計所得金額が75万円を超えないときは学校名を書いてください。

雑損控除……{差引損失額-(総所得金額等の金額)×10%}と{差引損失額のうち災害関連支出の金額-50,000円}とのいずれか多い金額
あなたや、あなたと生計を一にする配偶者又は扶養親族が災害などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に書いてください。

● 警察などの証明書(被害額)を添付してください。
「損害の原因」…震災、風水害、雪害、火災、盗難、横領など。
「損害を受けた資産の種類」…住宅、家財、衣類、現金など。
「損害金額」…損害を受けた時の時価で書いてください。なお、損害に関連した附随費用も含まれます。
「保険金などで補てんされる金額」…損害について支払を受ける損害保険や損害賠償金などの金額。

医療費控除……差引負担額-(100,000円又は総所得金額等の金額×5%)のいずれか少ない金額 最高200万円
あなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のために医療費を支払った場合に書いてください。
「保険金などで補てんされる金額」……社会保険などにより補てんされる医療費、分べん費などの金額。

● この控除を受ける場合には控除に関する明細書(医療費の支払明細書)を添付してください。
適切な健康管理の下でセルフメディケーションによる医療用医薬品からの代替えを進めるため、市県民税について、平成30年度課税分(平成29年分所得)から、所得控除に医療費控除の特例が追加されました。(所得税においても同様の特例制度が追加されています)
以下の1から5のいずれかを受けている方が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までに「スイッチOTC薬(※)」を年間12,000円を超えて購入した場合は、その支払った購入費用(年間10万円を限度)のうち、12,000円を超える部分の額を所得控除できるものです。
1. 特定健康診査(いわゆるメタボ健診) 2. 予防接種 3. 定期健康診断(事業主健診) 4. 健康診査(いわゆる人間ドックなど) 5. がん検診
申請にあたっては上記検診などを受けたことがわかる書類、医療費の支払明細書を添付してください。現行の医療費控除の制度と両方の適用を受けることはできません。どちらかを選択してください。
(※)対象品目については厚生労働省のホームページで公表されています。
令和3年度の住民税申告からは領収書の添付などで申告はできませんのでご注意ください。

C 税金から差引かれる金額(税額控除)

配当控除……あなたに「配当所得」があるときは、別紙申告書の配当欄の所得額を次の表のように区分してそれぞれについて計算した金額の合計額を控除します。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券	株債建替等証券 投資信託証券	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	株債建替等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

寄附金控除……「都道府県、市区町村分(指定対象分)」
都道府県、市区町村又は特別区のうち、ふるさと納税対象の団体に寄附を行った場合。
「都道府県、市区町村分(指定対象外分)」
都道府県、市区町村又は特別区のうち、ふるさと納税対象外の団体に寄附を行った場合。
※ふるさと納税対象団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトを参照してください。
「住所地の共同募金会、日赤支部分」
あなたの所在地の都道府県共同募金会又は日本赤十字の支部に対して寄附を行った場合。
「条例指定分 都道府県・市区町村」
あなたの所在地の都道府県・市区町村が条例で定める法人又は団体に対して寄附を行った場合。
ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。
※寄附金控除を受けるためには、領収書などを添付してください。

D 申告の必要のない人へお願い

前年中に所得のなかった人は、申告がないと、申告義務のない人か、所得はあるが申告を怠っている人かの区別ができませんので、申告書用紙の送付を受けた人は、必ず所要事項を記入して申告書を提出してください。

※この「申告書の書きかた」は、税法の改正により内容の一部が変更される場合があります。